

中国における劇法的法律観という試論

——加藤隆則著『中国社会の見えるない掟』に描かれた
張曉麗事件を素材にして——

高橋孝治

1. はじめに
2. 加藤書から見る「張曉麗事件」
3. 張曉麗事件を素材にした中国政府の法律観の提示
4. 劇法的法律観
5. 結びにかえて

1. はじめに

(1) 問題の所在

中華人民共和国（以下「中国」という）にとっての「法」は、日本をはじめとする「近代法」とは異なる発想を持っているという主張がなされている¹。これらの先行研究は中国で訴訟となった例などを素材に中国における法（以下「中国法」という）の発想を導き出している。訴訟の結果は中国政府が発行する公式文書などに掲載されており、研究の素材となる。しばしば中国の法状態について、遅れている状態と言われることがあるが、これらの先行研究は中国法は近代法と「発想の構造を異にしているのであり、それを先進・劣後の関係と捉えることは根本的な反省が必要」と述べている²。

しかし、ここで「訴訟にまでなっていない問題」については中国法に独特の発想はない

凡例：本文において〔 〕は直前の単語の中国語原文を示し、原則として初出にのみ付した。

1 例えば「非ルールの法」という特質や（鈴木賢「中国的法観念の特殊性について—非ルールの法のゆくえ—」『国際哲学研究 別冊 2』東洋大学国際哲学研究センター、2013年、17～18頁）、グラデーシヨンの法文化という特質（鈴木賢「中国法の思考様式—グラデーシヨンの法文化—」アジア法学会（編）、安田信之＝孝忠延夫（編集代表）『アジア法研究の新たな地平』成文堂、2006年、329～331頁。宇田川幸則「市民と行政の関係の中国的特質に関する初歩的考察—中国国家賠償訴訟の分析を通じて—」『關西大学法學論集』（55巻、4・5合併号）関西大学、2006年、600頁）などが先行研究として挙げられる。

2 鈴木賢「中国法の思考様式—グラデーシヨンの法文化—」・前掲註（1）322頁。

のかという疑問が噴出する。そこで本稿はこの疑問にある程度の回答をすべく、中国で訴訟にならず意図的に黙殺された「張曉麗事件」を取り上げ、考察を行いたい。「張曉麗事件」は3.（1）で述べるように、法執行の監督者が法や党規則を無視したために起きた事件であり、上記の目的に適すると考えられるためである。これを通じて先行研究が明らかにしてきた中国法の発想（特に中国共産党（以下単に「党」と表記することもある）政権にとっての法律観）をさらに深く明らかにすることが本稿の目的である。

（2）本研究の素材

訴訟にならなかった事件に着目し、研究を行った前例は管見の限り見ることはできないように、訴訟の結果という公式文書が存在しない問題を研究対象とすることは容易ではない。そこで本稿は研究の素材として、加藤隆則著『中国社会の见えない掟—潜規則とは何か』（講談社現代新書 2133、講談社、2011年）（以下「加藤書」という）第七章（128～144頁）を用いる。加藤書は当時読売新聞社の中国総局に勤務していた加藤隆則が中国の取材を通じて得た見聞を中国の「潜規則」という観点から解説するルポルタージュである³。このようなルポルタージュを用いることにより、訴訟の結果という政府の公式文書に載らなかった事件、さらには政府によって意図的に隠蔽された問題などを研究の素材とすることができる。

しかし、ここには問題もある。ルポルタージュは真実を伝えることが目的だが、研究書に比べるとその度合いが落ちることである。本稿は考察の対象である「張曉麗事件」につき加藤書を基に事実確認を行う。しかし、加藤書も取材の最中に見落とされた事実があったかもしれない⁴。しかし、本稿では加藤書に書かれていることが当該事件の全てであり、他の事実は一切存在しないと「仮定」して議論を進める。それは、政府によって隠蔽された「真実」を調査することはできないからである。しかし、先に述べたように「訴訟にまでなっていない問題」を素材に行われた研究は管見の限り見ることができず、これに挑むという点から、本稿が加藤書の内容のみを「真実」として議論を進めたとしても、研究の意義は失われまいと考える。この点、社会問題などは「まず法律問題というよりか

3 加藤書では「潜規則」につき「明文化されていないが、ある集団内で広範に認知され、明文規定以上に実生活を支配するルール」との定義を紹介し、「裏を返せば、集団に属さない者、特に外から眺めている外国人には全くうかがい知れないルールである。中国の社会には、長い年月を経て根付いた潜規則があらゆる領域に存在している」と続ける（加藤書13頁）。ここから、「潜規則」とは法学でいうところの「慣習法」を意味すると言える。

4 筆者は加藤隆則に直接のインタビューを試みたが（2015年4月13日に実施）、少なくとも「執筆の段階で編集の都合から意図的に削除された内容」はないとのことである。なお、加藤書に描かれた張曉麗事件は張曉麗本人や検察技術情報センター副主任である王雪梅などへのインタビューを元に描かれている。

は、社会の時評的な記事や文芸作品として描かれることになりやすい」とも言われ⁵、ルポルタージュなど時評的な記事を法律問題の素材として扱うことの有用性は認められている。

(3) 議論の前提知識—中国の検察の監察システム

議論の前提として中国における人民検察院（日本の「検察庁」に相当）と監察局、全国人民代表大会（日本の「国会」に相当。以下「全人代」という）に対する責任について説明する。人民検察院とは、国家が設置する法律監督を専門とし（憲法⁶第129条。人民検察院組織法⁷第1条）、法制機能を保護する機関である⁸。人民検察院は、最高人民検察院と地方各級人民検察院および軍事検察院などの専門人民検察院から構成され（憲法第130条）、最高人民検察院が最高ランクの位置にある（憲法第132条第1項）。そのため、最高人民検察院は、地方各級人民検察院および専門人民検察院を指導する（憲法第132条第2項）。

人民検察院は、法律を監督するために三つの手段を用いるとされている。すなわち、①公訴権を用い、法制を保護すること、②客観公正の立場を堅持し、公民の権利を保護すること、③司法監督の実施を行い、法によって事案を処理することを保障することである（人民検察院組織法第4条～第6条）⁹。

最高人民検察院には監察局が置かれる（人民検察院監察工作条例¹⁰第7条）¹¹。最高人民検察院監察局は、最高人民検察院の内部機構や直属の事業単位および検察院や省、自治区、直轄市の人民検察院および検察長、副検察長を監察する。監察とは、内部監督や検察機関および検察員が憲法や法律を忠実に守ることを促進することである（人民検察院監察工作条例第1条）。すなわち、人民検察院内部の遵法意識の向上や腐敗を防止することが最高人民検察院監察局の役目である。

人民検察院監察工作条例第18条によれば、監察部門は紀律や法律に違反する行為の調査時には、実際の状況と必要に応じて以下の措置を採ることができ、同条（三）で、被調査人に時間を指定し、指定の場所にて被調査事項につき説明を求めることができる。ただ

5 林田清明『『法と文学』の諸形態と法理論としての可能性（1）』『北大法学論集』（55巻4号）北海道大学大学院法学研究科、2004年、1454頁。

6 1982年12月4日公布・施行。2004年3月14日最終改正。以下同じ。

7 1979年7月5日公布・1980年1月1日施行。1986年12月2日最終改正。以下同じ。

8 孫謙『検察：理念、制度与改革』北京：法律出版社、2004年、46頁。

9 孫謙・前掲註（9）46～47頁。

10 最高人民検察院2000年5月25日公布・施行。以下同じ。

11 最高人民検察院以外の人民検察院には、「監察処（室）」や「専職もしくは兼職監察員」が置かれ、監察局は最高人民検察院のみに置かれる機関である（人民検察院監察工作条例第7条）。

し、当該規定は「監察部門の権限」という総則的な位置付けの章に規定されている。「案件の調査」という具体的な調査方法を規定した別の章には「監察部門は調査を行う中で、本条例第17条、第18条の規定による措置を採ることができる。ただし関係する書類を提示しなければならない」という規定が存在する（第48条）。すなわち、調査の際に、被調査人に時間や場所を指定して被調査事項の説明を求める場合には、あらかじめ書類を準備することが求められている。

また、2.（2）でも述べるが、加藤書139頁は「法的には、検察に対する唯一のチェック機能を持つのが全人代である」と述べる。これは憲法第133条の「最高人民検察院は、全人代および全人代常務委に対して責任を負う」という規定を指している¹²。

2. 加藤書から見る「張曉麗事件」

本章では加藤書をベースに張曉麗事件の概要を見ていく。

（1）事件概要¹³

張曉麗は、元河北省廊坊市人民検察院の副検察長であり、河北省承德市人民検察院反貪汚賄賂局副局長なども歴任した女性検察官である。功労賞なども多く受賞し、検察内部の「全国人民滿意検察官」という優秀な検察官に与えられる称号も受けていた。さらに2005年上半期には『検察日報』なども彼女の仕事ぶりを絶賛していた。

ところが、最高人民検察院と廊坊市人民検察院の女性幹部が結託し、将来を嘱望された張曉麗を排除しようとした。これにより張曉麗は最高検察院幹部を中傷する密告電話をかけたとの嫌疑で最高人民検察院監察局に拘束された。

拘束の手順は以下の通りだった。張曉麗は2005年6月16日に廊坊市内のホテルに呼び出され、その場で最高人民検察院の職員に北京市郊外の検察官学院招待所に連れていかれた。検察官学院招待所には当時最高人民検察院監察局長だった張建南がおり、張曉麗が「調査には手続きが必要なはずだ」と反論すると、張建南は「あなたには重大な問題がある。ここで深く反省する必要がある。手続きは必要ない。なぜならあなたに問題があるか

12 最高人民検察院に対する監督は加藤書の述べる通りである。しかし、2003年9月に最高人民法院は「關於人民検察院直接受理偵査案件実行人民監督員制度的規定（試行）」を發布し10月から、天津市、河北省など10の省、直轄市、自治区で検察機関が人民に監督されるという制度を試験的に開始した。これにより地方レベルの人民検察院では、「人民」による監督を受けることになっている。何勤華（主編）『検察制度史』北京：中国検察出版社、2009年、424頁。徐從鋒＝孫洪坤〔ほか〕『検察規律与検察民主論』北京：中国検察出版社、2009年、222頁。なお、「全人代常務委」は「全国人民代表大会常務委員会」の略である。

13 本節は加藤書134～139頁を参照している。

らだ」と述べた¹⁴。そして張曉麗は一室に閉じ込められ、250日に亘り違法な取り調べが行われた。その際には、取調官は「最高検検察長の秘書が来たから、罪を認めるように。それが終われば帰ってもいい」、「書類を書いて認めれば、あなたには何の影響もない。すぐに自宅に戻って、子どもの面倒を見てもいい。子どもの中学受験も大変だろうから……」、「幹部の告発電話を認めるか、別の事件を告発するか、自殺するかのいずれかだ」と述べた。さらには、当該最高人民検察院検察長の秘書も「事件はたいしたことがない。認めればすぐ返してあげる」と述べた。

この取り調べは過酷を極めた。深夜までわたる連日の取り調べで張曉麗の右目は網膜剥離を起こし、両脚、両膝の痛みが止まらず、さらには内分泌ホルモンが異常をきたし、生理による出血が止まらなくなったという。ある監視役は革靴で張曉麗の脚を蹴りつけ、他の者は床に落ちた飯粒を拾って食べるように命じた。

しかし、張曉麗は一貫して密告電話への関与を否認し、証拠も見つからなかった。そこで張建南による調査チームは、張曉麗の元勤務地を訪れ、張曉麗の関係者に対して張曉麗の不正の告発を奨励した。廊坊市人民検察院の張曉麗の元同僚や運転手らは、張曉麗に不利な証言をするよう求められ拘束までされた。

そして張曉麗が拘束されてから250日目の2006年2月20日に釈放され、検察官を解職され中国共産党の党籍も剥奪された。翌日、「廊坊副検察長の張曉麗が収賄などで免職された」との新華社電が配信され¹⁵、事件は終結した。

(2) 事件のその後¹⁶

張曉麗は釈放後、最高人民検察院に役職解除の処分取り消しを求めて再審査を請求した。しかし、「証拠は十分」とする監察局の回答が届いた。そのため、張曉麗は司法界や各地の全人代代表に対して、違法な調査や処分を訴える文書を2万通以上郵便書留など

14 中国では中国共産党が党幹部による汚職などに対し、司法機関の拘留場所以外で拘束し取り調べを行うことができる「双規」と呼ばれる制度が存在する（中国共産党紀律検査機関案件検査工作条例第28条）。張曉麗も党員であり、この取り調べは形式的には双規に「近い」手法だが、双規を行う際にも、先に「立案（事件として認定すること）」などの手続が必要である（同条例第23条）。「調査には手続が必要なはずだ」との問いかけに対し、張建南自身も「手続を行っていないこと」を認めており、法律のみならず党規則にも反した取り調べだったと言える。なお、当該中国共産党紀律検査機関案件検査工作条例は中共中央紀律検査委員会1994年3月25日発布、同年5月1日施行。

15 「河北廊坊原副検察長張曉麗涉嫌受賄等被免職」（華商網ホームページ）〈<http://news.hsw.cn/system/2006/02/21/004173966.shtml>〉（2006年2月21日更新、2015年11月25日閲覧）でも同様に報道されている。加藤書以外で確認できる張曉麗事件を示す報道はこのニュースくらいのものである。

16 本節は加藤書139～141頁を参照している。

で送った。「法的には、検察に対する唯一のチェック機能を持つのが全人代である」（加藤書139頁）。この張曉麗からの郵便を受け取った全人代四川省代表の楊敏は四川省高級人民検察院幹部に相談すると、当該事件を指導した張建南が面談に来た。張建南は「検察長が事件を重視し、特別に意見交換をしにきた」と丁重だった。しかし、張建南が検察長の名前を出したのは無言のプレッシャーだったと加藤書は述べる。最終的に張建南は楊敏に対し「代表団の会議ではこの事件は取り上げないでほしい」と述べ、楊敏はこれを承諾した。こうして張曉麗事件は全人代でも取り上げられることはなかった。

最終的に、2008年の全人代で最高人民検察院弁公庁が代表向けの説明用に作成した内部資料には「張曉麗の問題は、本人の劣悪な思想品格が招いたものだ。彼女は、人間関係や裏口、虚偽、上の目をくらまし、下の者をだますなどの不正な手段で地位や名誉を得てきた」と根拠不明の個人攻撃まで記載されていた。

3. 張曉麗事件を素材にした中国政府の法律観の提示

(1) 張曉麗事件を素材にして法律観を示すことの意味

2. で張曉麗事件の概要を加藤書を基に見てきた。ここからは張曉麗事件を素材に中国政府（あるいは中国共産党）にとっての法律観を探りたい。このような作業に対しては、張曉麗事件は特殊な例であり、張建南が勝手に行ったことでそれを素材に法律観を示すことに意味があるのかと反論されるかもしれない。確かに、一般人が法を守らないということは往々にしてあり¹⁷、それを含めて法律観を探ることには意味はない。

しかし、張建南は一般人ではなく、法律の執行を監督する立場にある最高人民検察院監察局長である。つまり、法執行の監督者が起こした事件であり、「このような事件が起こるのも中国法」と捉え、どのような法律観を持っているのかは示されるべきである。

なお、示すことを試みるのは、あくまで「法律観」である。実際に「どのようにして、このようなことが起こるのか」については1. (3) や2. (2) で述べたように、最高人民検察院に対して監督権を持つ全人代を黙らせることにより、最高人民検察院を監督する者がいなくなったことが原因である。

(2) 従来の中国法理論からの評価

中国の法律の文字面から言えば、張曉麗には被調査事項の説明を求めるための書類の提示や立案手続もなく、違法な取り調べを受けている。しかし、中国では時に法律を超えることがある。従来の理解では、①政策の法源性、②敵・味方の理論、③非ルールの法と

17 例えば、一般的にどこの国でも殺人は禁止されているが、事実として殺人事件が起こらない国は存在しないであろう。

いった理論で中国の超法規的措置を正当化してきた。しかし、これらによっても張曉麗事件を説明することはできない。ここではそれを示す。

①政策の法源性については、中国では政策にも法的効力があり¹⁸、さらに政策が法律より優先されるということである¹⁹。しかし、政策によって最高検察院監察局長が勝手に人を拘束できるとしているはずもなく、政策を用いても張曉麗事件を正当化することはできない。なお、後の論述のために述べておくが、中国で最優先される政策は「社会の安定」の維持である（加藤書 38 頁）²⁰。

②中国では、「人民」以外には一切の権利を認めないという構成が取られている²¹。ここで言う「人民」とは、「労働者階級、農民階級、小ブルジョア階級、民族ブルジョア階級および反動階級から意識的に移ってきた一部の愛国分子を指す」とか²²、「社会主義建設の時期には、社会主義建設の事業に賛成し、これを支持し、これに参加するすべての階級、階層、社会集団はみな人民の範囲に属」とか言われる²³。すなわち、人民とは中国人

18 福島正夫『中国の法と政治—中国法の歴史・現状と理論』日本評論社、1966年、27頁。高見澤磨「中華人民共和國における法源」『法制史研究』（40号）法制史学会、1990年、104頁。季衛東『現代中国の法変動』日本評論社、2001年、26頁。

19 田中信行（編）『最新中国ビジネス法の理論と実務』弘文堂、2011年、9～10頁。高見澤磨＝西英昭「中国法」北村一郎（編）『アクセスガイド外国法』東京大学出版会、2004年、297頁。

20 「安定団結および社会安定は中国の特色ある社会主義の前提条件である」と言われている（林学達（主編）『新党章学習読本』北京：国家行政学院出版社、2012年、44頁）。また「中国共产党が指導する人民は社会主義和諧社会を構築する。それは……安定有序により……」ともあり（中国共产党党規〔中国共产党章程〕前文第17段落）、中国は「安定」を政策上最重要なものとして位置付けている。なお、法律よりも「社会の安定」の政策が優先される例として、「不立案」問題などがある。不立案とは、中国の民事訴訟などに見られる現象で、本来、中国の裁判所である人民法院は、提訴を受け付けてから7日以内に当該提訴を受理するか否かを決定しなければならないが（民事訴訟法第123条）、その決定をしないで事実上審理に至らない状態をいう。この原因の一つとして、受理するかしないかを明確にした場合に「社会の安定」を害す事件の存在があるからとされている。すなわち、法律上は受理するかしないかを7日以内に決定しなければならないにもかかわらず、「社会の安定」のためにその決定を出さないという現象が生じている。櫻井次郎「中国における環境公害被害者救済の阻害要因についての一考察—『不立案』問題を中心に—」『神戸外大論叢』（64巻4号）神戸市立外国語大学、2014年、106頁。なお、当該民事訴訟法は1991年4月9日公布・施行、2012年8月31日最終改正。

21 周恩来「人民協共同綱領草案的特点」中共中央文献研究室（編）『建国以来重要文献選編（第一冊）』中央文献出版社、2011年、14頁（初出は1949年9月21日～30日中国人民政治協商会議第一回全体会議）。土屋英雄『中国「人権」考—歴史と当代—』日本評論社、2012年、138頁。

22 周恩来・前掲註（21）14頁。日本語では、石塚迅『中国における言論の自由—その法思想、法理論および法制度—』明石書店、2004年、24頁を参照。

23 毛沢東「關於正確處理人民内部矛盾的問題」中共中央文献研究室（編）『毛沢東文集（第七卷）（1956年1月—1958年12月）』人民出版社、1999年、205頁（初出は『人民日報』1957年6月19

のうち社会主義思想を堅持する者である²⁴。中国において共産主義の実現を目指すのが中国共産党である（中国共産党党規前文第1段落）ため、さらに「人民＝社会主義思想を堅持する者」は「中国共産党に賛同する者」とも定義できる²⁵。

このように、国民を「人民」と「人民の敵（人民でない者）」に分け、異なる対応をする手法を「敵・味方の理論」と呼ぶ²⁶。中国で1979年に制定された刑法では、この敵・味方の理論を色濃く反映していた。すなわち、人民に対しては「説得などの方法で対応する」のに対して²⁷、人民の敵に対しては、「『強制・独裁』的方法で闘っていく。この『強制・独裁』的方法は事実上の非法的・暴力的なやり方を意味」した²⁸。その結果、人民でないと判断された場合、「法的保護を一切受けられなくなり、法外化」する²⁹。

1997年に改正された刑法については「少なくとも法制度上は、もはや政治基準によって有罪か否かを判断しないこと、あらゆる犯罪を一律に法に従って処理していくこと」になったという意見がある³⁰。しかし、この法改正によっても、前進していないとの意見もある³¹。現実を見てみると、2013年5月にも中国共産党がタブーとする第二次天安門事件についての非公開討論会に参加した者が翌日以降連絡が取れなくなったり、刑事拘留されるなどの事件が発生している³²。一応、刑事拘留された者の家族に対しては、「故意に騒ぎを起こした罪」により刑事拘留との通知があったが³³、非公開討論会への参加が、「騒ぎ」を起こしたとは言えない。これは少なくとも2013年5月の段階で党方針に逆らう者を法の枠外で処罰する敵・味方の理論が堅持されていることを意味する³⁴。

日付)。日本語では、土屋英雄・前掲註(21)138頁を参照。

24 土屋英雄・前掲註(21)138頁。石塚迅・前掲註(22)26頁および30頁など。

25 なお、時代によって人民の定義が変わるとされており、日中戦争期には「全ての抗日階級」が人民であったとされている(毛沢東・前掲註(23)205頁。韓大元『憲法学基礎理論』北京：中国政法大学出版社、2008年、210頁)。この意味でも、人民は「その時の中国共産党の方針に従う者」と定義づけられると言える。

26 石塚迅・前掲註(22)20～22頁。階級闘争論と呼ぶこともある。

27 甲斐克則＝劉建利『中華人民共和国刑法』成文堂、2011年、16頁。

28 甲斐克則＝劉建利・前掲註(27)16頁。

29 甲斐克則＝劉建利・前掲註(27)16頁。

30 甲斐克則＝劉建利・前掲註(27)16頁。

31 石塚迅・前掲註(22)154～155頁。

32 「中国、知識人拘留」『朝日新聞』2014年5月18日付13面。「中国の弾圧 理解できぬ言論封じ」『朝日新聞』2014年5月20日付14面など。

33 「中国、知識人拘留」・前掲註(32)。

34 中華人民共和国成立以降、敵・味方の理論は常に堅持されていたわけではなく、一度は放棄されたが、第二次天安門事件以降再び用い始められたとの指摘もある(陳文敏『人權在香港』香港：廣角鏡出版社有限公司、1990年、353頁)。この場合、1978年の11期三中全会で敵・味方の理論が放棄されたと捉えるべきであろう。しかし、憲法体制は一貫していたとの意見もあり(季衛東・前

ところで、張曉麗の行為は党方針に逆らうものではなく、張曉麗事件は敵・味方の理論を用いても正当化できない。

③非ルールの法とは、制定法があってもそれを根拠にした裁判は行わず、立法者自身の判断によって裁きが進み、その結果こそが制定法に取り込まれるという「法」の発想である³⁵。これは「一つ一つの事案についてまともな人間が公平な立場に立って一生懸命考えれば、行き着く結論は大体同じものになるものである、あるいは当該問題についての『誰もが認める一つの正しさ』 = 『公論』というものが必ずある筈」という考えが前提にある³⁶。この非ルールの法は、清代中国法をモデルに構築された理論であるが、現在の中国にもこのような「法」が残存しているとの指摘がある³⁷。

しかし、非ルールの法を用いても、張曉麗事件に「誰もが認める一つの正しさ（公論）」ではなく、正当化はできない³⁸。さらに、非ルールの法は裁判に用いられる「法」の捉え方であり、張曉麗事件のように裁判になっていない事件に当てはめが可能なのかという問題もある。

(3) 「官」と「民」の理論—張建南の言葉から

前節で見たように、従来の中国法の理解では、張曉麗事件を正当化することはできない。今までとは異なる中国の法律観を示す必要がある。これには、張曉麗事件の発端となった張建南の発言に大きなヒントがあるように思われる。張建南は、「立件は公のために、法の執行は民のために〔立検為公、執法为民〕」という精神を堅持し、「法律の監督を強化し、公平正義を守る〔強化法律監督、維護公平正義〕」の主題を持ち、「大きな力で、

掲註(18)130頁)、これは敵・味方の理論を含めて中国の体制は変化していないことを示している。すると、中国におけるこの「11期三中全会での敵・味方の理論の放棄」も4.(1)で述べる「劇場」における「誇大広告」と捉えることも可能であるように見える。敵・味方の理論は堅持され続けていたのか、それとも一度は放棄されていたのかについては今後の検討課題としたい。

35 寺田浩明「『非ルールの法』というコンセプト—清代中国法を素材として—」『法学論叢』(160巻3・4号)京大法学会、2007年、77～85頁。鈴木賢「中国的法概念の特殊性について—非ルールの法のゆくえ—」・前掲註(1)18頁。

36 寺田浩明・前掲註(35)63頁。

37 寺田浩明=王晨〔ほか〕『中国における非ルール型法のゆくえ—中国法の変容と不変：非ルールの法との対話—』北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター、2014年、51頁および64～65頁(電子ブック〈<http://www.juris.hokudai.ac.jp/ad/wp-content/uploads/sites/5/2014/01/booklet33.pdf>〉)。鈴木賢「中国的法概念の特殊性について—非ルールの法のゆくえ—」・前掲註(1)13頁および18頁。

38 張曉麗事件については、「誰もが認める一つの正しさ（公論）」はない。しかし、全人代表の楊敏が張曉麗事件を黙認したことで(加藤書141頁の表現では「最高法律監督機関の家法が全人代を飲み込んでしまったのである」)、法律を超える措置を取り、それが再び立法者によって追認(黙認)されるという部分においては、非ルールの法の形式には合致すると言える。

法の執行レベルと事件処理の質を上げる「加大工作力度、提高執法水平和辦案質量」の要求を厳格に執行しているとされている³⁹。この言葉を見ると、張建南は自らの主張を張曉麗事件では実践しなかったように見える。しかし、ここで「法の執行は民のために」という言葉に注目したい。ここで人を政府サイドの統治者としての「官」と、政府によって統治される被統治者としての「民」に分かれるとする。すると「法の執行は民のために」という言葉は、法は民を統治するためのものであり、「官」は法に縛られないと捉えることができる。そして、張曉麗は地方人民検察院の副検察長などを経験していることから、「官」、「民」という分類によれば、「官」に分類される。すると「官」である張曉麗は法の枠外におり、法的保護を受けられないとも考えられる。

中国では、「1950年代末以降は、ソ連とは中ソ論争、中ソ対立、中ソ紛争と関係が悪化し、国内の政治・経済状況とあいまって、国家（法を含む）は統治の道具であるという考え方が極度に進展」した⁴⁰。「法律は統治の道具である」という表現は、言い換えれば「法律は被統治者（民）への押し付けるものである」と言える。そうすると、法律という道具は民のみに向いており、道具を使う官には向いていないという意味を持つ。するとやはり「官」に法律の遵守は求められていないという論理が内在しているように見える。

（4）全人代の黙認

ここでは楊敏の張曉麗事件の黙認について見る。加藤書140頁では、楊敏は「相手の面子を立てて申し入れを承諾し」たとしている。しかし、これは面子ではなく、「社会の安定」という政策から正当化できる。

すなわち、当時最高人民検察院監察局長であった張建南のこのような「勝手な行為」が世間に広まると、「官」への不信感が増大する。それは「社会の安定」を害する行為と言える。そのため、張曉麗事件が表に出ないことは、社会の安定という政策には合致する。

つまり、張曉麗事件のように「官」内部の事件は、中国では発生した時点でもう終わりと言える。「官」内部の問題で「民」が知れば政府への不信感が増大する問題は社会の安定のために、事件そのものが公開されないからである。

なぜ政府への不信感が社会の安定を害することになるのかと言うと、政府が国民の承認を得ていないからである。つまり、中国政府は、事実として中国を統治しており、選挙などにより国民の承認を得ていない。そのため、「民」が政府に不信感を持ったら、革命への原動力になる⁴¹。逆に言えば、中国共産党の政権を維持するために、「民」の「官」に

39 「2004、再上新階—高検院部分庁、室、局負債人談 2004年検察工作」『人民検察』（2004年2期）検察日報社、2004年、7頁。

40 高見澤磨＝鈴木賢『中国にとって法とは何か—統治の道具から市民の権利へ—』岩波書店、2010年、xiii頁。同書227～228頁も同趣旨。

41 この表現は寺田浩明＝王晨 [ほか]・前掲註(37)92頁より示唆を受けた。

対する不信感は極力消さなければならない。さらに「民」の視点からは政府は常に「間違いを犯さない機関」でなければならない。このことは中国での有罪認定も同様である⁴²。すなわち、政府機関である人民検察院が「間違いを犯すはずはないので」、起訴されれば、そのほとんどが有罪になる。その意味で、中国における公安や人民検察院といった機関の目的は、日本のそれとは異なり、「民」を納得させることであると言える⁴³。

しかし、社会の安定のために、政府機関が事件を非公開にし、黙認する構成を取ることには、権力を持つ者の「官」内部での「勝手な行為」を助長することにもなる。そのため「民」を巻き込まない「官」のみの世界では、「法律の枠外」の行為が起り易くなるのである。

(5) その他の張建南の言葉から

本章(3)で挙げた張建南の言葉のうち、「法の執行は民のために」は既に検証した。「立件は公のために」という言葉も、「公」という「社会の安定が害されるなら立件しなくていい」と読める。「法の執行レベルと事件処理の質を上げる」は、そもそも法が「民」との関係でしか機能しないのであれば、張曉麗事件とは無縁である。問題は、「法律の監督を強化し、公平正義を守る」という言葉である。「公平正義を守る」は、張曉麗事件とは矛盾する言葉である。これは、政府は「公平正義を守」っていると「民」へ向けての宣伝と思われるが⁴⁴、そうすると張建南の言葉のうち、なぜこれのみが宣伝なのかが問題となる。なぜ全てを宣伝にしないのであろうか。これについては4.(1)で私見を述べる。

42 「公安、検察、法院の機関の利益と被告人もしくは被害者の利益に衝突が生じる場合、被告人および被害者の利益が侵害される。例えば、公安および検察機関が有罪と考え、容疑者を拘留、逮捕、起訴した後、法院が無罪と判断した場合でも基本的に無罪判決が出ることはない。なぜなら、無罪判決は公安、検察およびそれに従事する者に対して不利であり、容疑者の合法的権利を犠牲にすることによって、公安、検察およびその従事者が損害を受けることを免れさせているのである」と指摘されている。張明楷「刑事司法改革の断片思考」『現代法学』(36巻2期)西南政法大学、2014年、14～15頁。

43 中国の刑事司法での量刑基準には「民憤」(民衆の怒り)が重要な指針となっており、この点にも「民」を納得させる(「民」におもねる)システムが見て取れる。田中信行「劉涌の裁判と薄熙来」『中国研究月報』(2012年12月号)一般社団法人中国研究所、2012年、7頁。

44 このような宣伝行為は中国法にはよく見られる。例えば、グローバルスタンダードに注意が払われたことが中国刑法に「罪刑法定原則」が導入される原動力の一つになったが、これも結局、日本において一般的に認知されている罪刑法定主義とは異なる概念である。すなわち、罪刑法定主義を導入したように見せかけて、その実は異なる原理なのである。坂口一成「中国刑法における罪刑法定主義の命運(2・完)―近代法の拒絶と受容―」『北大法学論集』(52巻4号)北海道大学大学院法学研究科、2001年、1232頁および1268頁。文中の〔〕内は中国語原文であることを示す。

4. 劇場的法律観

ここでは3.の内容を総括し、中国政府（あるいは中国共産党）にとっての法律は「劇場的」と表現できることを示す。中国の裁判はもともと「重要度の高い案件ほど、上位の者が決定に関与するシステムになっているのであり、〔判而不審、審而不判〕（判断する者は審理せず、審理する者には判断権限がない）、〔先定後審〕（先に決定してから、審理に入る）、〔両審合一〕（下級審と上級審の合併）などと呼ばれる独特な現象が存在」している⁴⁵。つまり、先に決まっている内容をただ裁判官が「演じるだけ」として、中国の裁判は「演劇的」と言える。しかし、ここで示したいのはもっと大きく中国政府にとっての法律観は「劇場」内部の現象と同質であるということである。

（1）「劇場的」という言葉で説明がつく諸現象

ここまで「民」を納得させるために「官」内部の問題は「民」に知らせる必要はないし、法律も「民」に向けるものであり、「官」を縛るためのものではないと説明してきた。ここで、「民」を「劇場における観客」とし、「官」を「劇場における演者」とすれば、「中国政府にとっての法」は、「劇場内での現象」と同じ構造になっていると言える。

つまり、「民」（劇場における観客）から拍手をされるような「演劇」ができればそれでいいのであり、「民」には見えない「官」のみの世界（劇場における楽屋）では何が起こっていてもかまわないという構造である。そして、「劇場」で「演劇」を行い、「観客」を呼ぶには「広告」も必要である。そのために「民」に対しては聞こえのいい宣伝文句を並べる⁴⁶。この中には、実際には演じることすらできないような「誇大広告」もあるのだが（3.（5）で述べた「公平正義を守る」がこれに相当する）、全てが「誇大広告」では、「観客」もそんな「演劇」ができるわけではないと気づき、「広告」の効果が薄れてしま

45 鈴木賢「中国法の思考様式—グラデーショナル的法文化—」・前掲註（1）323頁。文中の〔 〕内は中国語原文であることを示す。

46 古代の中国法については「国家法は理想を示した雛型にすぎず、現実にはそのようには適用されなかった」と言われることがある（高見澤磨「近現代中国法研究方法試論—中国における『法治』の観点から—」アジア法学会（編）、安田信之＝孝忠延夫（編集代表）『前掲註書（1）』134頁）。しかし、ここでいう「聞こえのいい言葉を宣伝文句」は一座の「理想」ですらない完全な「宣伝文句」である。また、3.（4）で「政府機関である検察院が『間違いを犯すはずはないので』起訴されれば、そのほとんどが有罪になる」と述べたが、最近中国ではどれだけ無罪判決を出しているかを強調している（北京市高級人民法院（編）『北京市高級人民法院公報』（2013年1号）北京：法律出版社、2013年2頁など）。そうなると、この無罪判決も「広告」として捉えるのが妥当と言えるかもしれない。どのような事件がどのような論理で無罪判決を導いているのか、精査するような研究も今後求められる。

う。そこで「誇大広告」はほどほどにしか出なさいようにする⁴⁷。これが3. (5)で提起した「なぜ全てを宣伝にすることをしないのか」という問いに対する回答である。

しかし、時には「民」という「観客」と仲良くなった「官」という「演者」が楽屋内部のことを話したり、劇場の内部で迷い、「楽屋」に紛れ込んでその内部を見てしまう「観客」もいる。そのため、「楽屋」内の情報の一部が、「客席」に届くこともある。例えば、張曉麗事件も、検察技術情報センター副主任の王雪梅によって、真相が暴かれたが、これに対しても組織（人民検察院を意味すると思われる）は耳を貸さなかった。そして「インターネットでは王の勇気を支持する声が多かった」（加藤書 135 頁）。「楽屋裏」を知り、「演者」が「名優」だと信じていた「観客」は「演者」や「一座」（中国政府や中国共産党に相当する）に対して激怒するが、「一座」は「観客」の怒りを聞かず、「観客」がそのスキャンダルを忘れるのを待つのである。なぜなら、「一座」の「名優」の人気の低下は、「一座」の存亡に関わるからである。そのため、ただ待つのではなく、「観客」に対して配布する「パンフレット」などを通じて、スキャンダルが発覚した「名優」に対するさらなる宣伝を並べ、「観客」のスキャンダルに対する記憶が薄れるよう積極的に「観客」にアプローチする⁴⁸。張建南も張曉麗事件以降、「腐敗防止」などをさらに高らかに謳っている。しかし、それも実は「裁判の中で〔審判管理中〕」、「人民法院で」という留保が付いており⁴⁹、「舞台」ではそれを実行するが、「楽屋」では実行するつもりはないように見え

47 「誇大広告」は多くはなくても確実に存在している。例えば、中国は人権について1990年代には「国家の独立なくして、人民の生命は保障されない」、「自由および権利を行使する際は、国家的、社会的、集团的利益およびその他の公民の合法的自由および権利を害してはならない」としており（國務院新聞弁公室『中国の人権状況』北京：中央文献出版社、1991年、1頁および14頁）、日本の先行研究も、日本やいわゆる西側諸国の「人権」とは異なる概念であり、「集团的利益」を優先していると捉えてきた（木間正道＝鈴木賢〔ほか〕『現代中国法入門』（第6版）有斐閣、2012年、90～92頁。土屋英雄・前掲註（21）22頁。石塚迅・前掲註（22）36頁など）。しかし、2012年に中国は「生命および自由などに対する人権の尊重」と述べ（中華人民共和國國務院新聞弁公室『中国的司法改革』北京：人民出版社、2012年、16頁）、日本や西側諸国の人権の定義を受け入れたような表現をしている。しかし、3. (2)で述べたように、「中国共産党の方針に逆らう者を、法の枠外で処罰するという手法」はいまだに続いており、日本や西側諸国のいう人権が中国では現実には認められていない。結果的に、中国政府の出す声明や出版物は、それが「誇大広告」である可能性もあり、安易にその通りに受け取るべきではないということになる。

48 このような観客へのアプローチの成果か、学歴も高く日ごろから外国人と交流している中国人でさえも第二次天安門事件を知らないとの指摘がある。『「天安門」知らぬ職員』『読売新聞』2014年6月18日付6面。

49 張建南「人民法院審判管理与反腐倡廉建設」『中国党政干部論壇』（2012年3期）北京：中共中央党校学校、2012年、11～13頁。高紹安「深入推進人民法院反腐倡廉建設—中央紀委駐最高人民法院紀檢組組長張建南答本刊記者問」『中国審判』（2009年3期）北京：人民法院出版社、2009年、14～17頁。張建南「為人民法院公正司法提供堅強保障」『中国紀檢監察報』2013年5月3日付3

る。すなわち、張建南は「初心を忘れて天狗になったわがままな人気俳優」に相当すると
言える。

（2）先行研究との結合

「中国政府にとっての法」が劇場内の現象と同質とすると、法律は劇の「台本」に相当
する。中国法の先行研究では①政策の法源性、②敵・味方の理論、③非ルールの法という
超法規的理論があることは3.（2）で述べた。これらも劇場的法律観の一部を構成して
いるように思える。ここではそれを示す。

基本的には「法律」という「台本」通りに劇は進行していくが、上演中に「舞台監督」
（中国の国家首脳や中国共産党幹部に相当する）がより「観客」が満足するような「演出」
をとっさに思いついた場合、「台本」を書き換えずに「舞台監督」は、「楽屋」で「口頭」
で「演劇」内容の変更を指示する。この指示が政策に相当する。

また、「観客」の中には上演中の「演劇」を妨害する者もいる。劇を妨害をするため
「劇場」内で不審な行動をした場合、「劇場」の警備員に咎められ楽屋へ連れていかれる。
すると、「観客」だったにも関わらず、連れていかれた「楽屋」という「他の観客には見え
ない」場所で法律によらない行為が許されるようになる。つまり演劇を静かに見ている
者は、最後まで「観客」でいられるが、途中で「演劇」を妨害しようとする、「観客」
も「楽屋」に連れていかれるのである。このように敵・味方の理論も劇場的法律観の一部
を構成する。

なお、舞台袖から音もなく「演劇」を妨害しようとする場合は他の「観客」も騒然とは
しないが、「上演」中に「観客席」から大きな声で「演者」に対する罵声を投げかけるよ
うな妨害の場合、劇場の警備員が急いで静止に入っても手遅れである。他の「観客」も出
演中の「演者」に問題があるのかもしれないと疑念を持つ。これが、報道されてしまった
政府による不法行為に相当する。

また、「演者」がより「観客」が喜ぶ「アドリブ」を思いつき、実行することがある。
そしてこの「アドリブ」の評判がよければ、この「アドリブ」は次の公演時には「台本」
の中にも取り込まれる。すなわち、非ルールの法である。この「アドリブ」は「演者」が
自分で思いついて実行することもあれば、舞台袖にいる「舞台監督」が思いつき、アイコ
ンタクトなどで「演者」に伝えることもある。すなわち、口頭ですらない「上演」内容の
変更である。この点が政策の法源性と異なる点である。

①政策の法源性と②敵・味方の理論は社会主義法律観から来ており、③非ルールの法は
古代中国の法から来ている考え方でその来歴は異なる。しかし、この両者が複雑に混ざり
合っている中国法の「現在地」は「劇場的法律観」に収まるのである。

面など。

(3) 最近の動向

ここまで示してきた「劇法的法律観」における演劇の演目は、最近変化している。2013年頃から中国では汚職による公務員の立件が激増している⁵⁰。ここまでの説明では、「楽屋」内のことは「観客」には関係なく、むしろ「一座」が抱える「演者」を守る方向に動いていた。ここから中国という「一座」は明らかに方向を変えている。しかし、それも結局は、「『観客』が『人気俳優』も実は『楽屋』では傍若無人な振る舞いをする者であることを既に知っており、そのような『演者』に罰が下るような『演劇』を行い『観客』の人気を得ようとしている」だけと表現できる。なぜそのようなことが必要なのかと言えば、「一座」が再び人気を取り戻すためである⁵¹。なぜなら「一座」は既に「観客」からの人気がほとんどない状態だからである⁵²。

5. 結びにかえて

本稿は、加藤書というルポルタージュを用い、中国の公式文書に載っていない張曉麗事件を素材に中国政府にとっての法律観を考察した。中国では、「民」が窺い知れない「官」のみの世界では法律を無視した行為が行われている。しかも、加藤書 140～141 頁によれば、「権力監督の舞台裏で、妥協となれ合いの裏取引が日常化している」と張曉麗事件が特異な例ではないとしている。

本稿では、「官」のみの「内部」の世界を「楽屋」として、中国を「劇場」と見立てることで、裁判などにならず表に出てこない事件を含めた中国政府にとっての法律観を「とりあえず」示すことに成功したように見える。しかし、本稿では張曉麗事件のみに着目し、加藤書の内容のみを「真実」と仮定して議論を進めており、中国政府の法律観を完全に捉えているとは言い難い（そのため本稿は題を「試論」とした）。他のルポルタージュや聞き取り調査などにより、中国の「楽屋」で起こっている事件をもっと多く確認することは筆者の今後の課題である。なお、このようにモデル化すると気になるのは、常に「楽

50 2013年1月から11月までの間に一日平均110人の公務員が立件されたという（「中国汚職摘発、1日平均110人」『朝日新聞』2014年1月7日付12面）。さらに、汚職などで処分された中国共産党員は2013年で18万2千人にのぼったという（「中国共産党 昨年1年で18万人処分」『朝日新聞』2014年1月11日付13面）。

51 「『反腐敗』への強い姿勢を示して国民の支持を集め、政権基盤を強める構えだ」と言われる。「中国前最高幹部を立件へ」『朝日新聞』2014年7月30日付1面。

52 「『中国の特色ある社会主義を守り発展させることは、人民の利益にかなうと思うか』『共産党だけが、中国の特色ある社会主義の道を人民がよく進むよう導けると思うか』『(共産党)一党が政権を担う制度をどう思うか』といった問いに対し、『同意しない』が約8割にのぼった」とされる。「8割が共産党に否定的」『朝日新聞』2013年4月16日付8面。

屋」にいるが「舞台監督」のように大きな権限を持たない「新米役者」（新人の公務員などに相当する）の実態である。「大御所な名優」から意図的な「楽屋」内でのいじめなどはないのだろうか。この点も今後意識的に調査を行いたい。

最後になぜ中国政府の法律観が「劇場」という形でモデル化できるのかについてまとめたい。3.（4）で述べたように、「観客」が「楽屋」内部のことを知らない限り、その状態は「劇場」内の安定であり、「社会の安定」という政策でその状態は是認される。さらに、一党独裁体制で国民による政府のチェック機能が基本的にない以上、「演者」が自己中心的になれば必然的に劇場というモデルに行きつく。しかし、筆者は「中国共産党の目的はそもそもが劇場を造ること」であったからと主張したい。例えば、中華人民共和国成立（以下「新中国」と表現する）前には中国共産党は、人権や自由のために日本や中国国民党と戦えとしていた。しかし、新中国成立直前に「人権」はブルジョア的であるとの理由で撤回された⁵³。また、新中国成立前には中国共産党は、民族自決権の保障も謳っていたが⁵⁴、新中国成立後には民族自決権を制限することにした⁵⁵。つまり新中国成立前から中国共産党は「誇大広告」を行っていたのである。この例では「上演予告」と実際の「公演内容」が異なっており⁵⁶、「劇場」という法律観は、新中国成立前から見て取れる。そうなると、「劇場」とモデル化できる法律観は新中国が目指している「法」そのものということである。日本などでも「事件のみみ消し」など「劇場的」な側面もあるが、新中国ではそれが最初から目指している法律観と考えられる。

本稿は、今まで研究の素材とされてこなかったルポルタージュを用いることで、中国という劇場の「楽屋」をある程度見ることに成功したと思われる。「劇場」や「一座」の目的は「観客」を喜ばせて人気を取り、「一座」が解散しないようにすることに他ならない。中国共産党政権がそれをなし得るのか、今後の動向にも注目したい。

53 石塚迅『「人権」条項新設をめぐる『同床異夢』—中国政府・共産党の政策意図、法学者の理論的試み—』アジア法学会（編）、安田信之＝孝忠延夫（編集代表）『前掲註書（1）』340～341頁。

54 中華ソビエト共和国憲法大綱（1931年11月7日採択）第14条、改正中華ソビエト共和国憲法大綱（1934年1月採択）第14条など。日本語では福島正夫＝宮坂宏（編訳）『中華ソビエト共和国 中国解放区 憲法・施政綱領資料』社会主義法研究会・中国農村慣行研究会、1974年、54頁および59頁を参照。

55 「中共中央関于少数民族“自決権”問題給二野前委の指示」中共中央文献研究室（編）『建国以来重要文献選編（第一冊）』北京：中央文献出版社、2011年、20頁。

56 「党の主要目標は武装によって政権を奪取することであり、確かに根拠地内においてある程度の法制建設がなされていたが、その目的もやはり全国の政権を奪取するためであった」と言われる。陳守一「新しい中国の法学における30年の回顧」鈴木敬夫（編訳）『現代中国の法思想』成文堂、1989年、20頁。

キーワード 中国法、法の構造、中国社会と法、近代法とは異なる法

※本稿は2015年3月14日～15日に香港の珠海学院で行われた香港亞洲研究学会第十屆研討會（香港アジア研究学会第10回研究会）で口頭発表した「中国における劇場的な法メカニズムという試論（中国語題「在中國劇場的な法結構的試論）」を若干修正したものである。

(TAKAHASHI Koji)